

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

新設市営住宅入居者募集

内左表の通り。

④ 4月16日(水)から住宅管理公社、市役所7階住宅課、区役所で配布する申込書を4月24日(水)(消印有効)までに送付。**抽選**。申込書はHPからも入手可。※もみじ台団地は毎月1回同公社で受け付けます。

■新設市営住宅(借り上げ市営住宅を含む)

区分	団地名(仮称含む)	所在地	形式	募集戸数	入居時期
車いす住宅	幌北	北区北25西2	1LDK	2	11月下旬
	グラントコート東苗穂	東区東苗穂5の2	1LDK	1	10月上旬
	グラントコート東苗穂	東区東苗穂5の2	1LDK	4	10月上旬
	グラントコート東苗穂	東区東苗穂5の2	2LDK 3LDK	11 4	10月上旬
単身向け	単身向け家族向け				
一般住宅	一般住宅				

春の火災予防運動

(4/20(日)~4/30(水))

春は空気が乾燥し、風の強い日も多く、火災被害が大きくなる恐れがありますので、火の元には十分気を付けましょう。

6月1日(日)からすべての住

宅への住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。早期に設置して火災による被害を防ぎましょう。

HP **詳細** 予防課 ☎(215)2040、防災協会 **上級救命講習会**

内心肺蘇生法、自動体外式除細動器(AED)の使用法ほか。⑤ 5月21日(水)午前9時~午後5時。市民防災センター。対市内に居住か通勤する16歳以上の方30人。

往復はがきに**上欄必要事項**を記入し、4月14日(月)(必着)までに送付。**抽選**

申込先 **詳細** 防災協会 ☎003-0023 白石区南郷通6北市民防災センター(内) ☎(861)1211

予防接種の対象を拡大

36歳までご覧ください。

ポリオ(小児まひ)ワクチンの服用を

市では、毎年5月と10月にポリオワクチンの服用を行っています。日時と会場は区民のページをご覧ください。

対 生後3カ月~7歳6カ月未満の子供。市内に居住する対象年齢内の子供は無料。

注意事項 ①母子健康手帳別冊「予防接種のしおり」を読み、必要性や副反応について理解するとともに、服用できる体調を確認する ②予防票を記入

して持参する ③服用後吐くことがあるため、前後30分は授乳などを控える。

※麻しん・風しんなどにかかった方、熱性けいれんを起こした方は、一定期間ワクチンの服用ができませんので医師にご相談ください。

△昭和50年~52年生まれの方▽ ポリオの免疫を保有している方の割合が、ほかの年齢層に比べて低いため、次の場合、接種をお勧めします。①ポリオウイルス常在国(アフリカ、東地中海、東南アジアなど)に渡航する ②子供がポリオワクチンを服用する。

千340円。 **詳細** 市コールセンター ☎(222)4894、HP

春の建築物防災週間

(4/20(日)~4/26(土))

外壁の落下や地震・火災による災害を防ぐため、建築物の所有者は日ごろから建築物の点検を心掛けてください。

期間中は、多くの方が利用する建物の査察を行います。

詳細 建築安全推進課 ☎(211)2867

融雪期の土砂災害にご注意を

がけの近くにお住まいの方や土地をお持ちの方は、融雪水によるがけ崩れと土砂の流出に十分ご注意ください。

点検 ①がけ面の緩みや亀裂

②異常な流水の集中、がけ面からのわき水 ③擁壁の膨らみ・亀裂。

対策 必要に応じて板や土のうで仮排水路を設ける。擁壁などに異常を発見したときは、直ちにご相談ください。

規制 丘陵地や山側一帯は、宅地造成工事規制区域に指定されています。区域内では、のり面の造成や擁壁の設置などで基準の高さを超えるがけを生じる行為と、整地面積が500平方メートルを超える行為は事前許可が必要です。無許可の工事は処罰の対象となる場合があります。

詳細 宅地課 ☎(211)2512

土地の購入・利用にご注意を

△市街化調整区域とは▽ 市街化調整区域は、都市の健全な発展と計画的な街づくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められています。一般住宅や工場、簡易なプレハブ構造の建物など構造用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制されています。また、農業用倉庫を工場など別の目的に使用する場合も規制されています。

△土地購入についての相談▽ 「市街化調整区域と知らずに土地を買ってしまった」「土地を買ったが公道に接していないので家が建てられない」など土地売買に関するトラブル

ルが増えていきます。契約書を取り交わしたり手付金を支払ったりする前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区画分筆し、宅地と見せかけた現状有姿分譲地は、将来市街化区域となる保証はありませんし、建物を建てることもできませんのでご注意ください。

詳細 宅地課 ☎(211)2512

土地価格地図を無料配布中

20年1月1日時点の地価公示価格と昨年7月1日時点の地価調査価格を表示した地図を配布しています。

配布場所 区役所、市役所5階都市計画課が。 **詳細** 都市計画課 ☎(211)2506

住宅に関する資金融資

内 ①高齢者・障がい者住宅リフォーム資金 ②耐震改修資金。詳細な条件はお問い合わせを。 **融資限度額** 300万円または400万円。対象者などにより異なる。 **利率** 無利子。要保証措置など。 **返済** 元金均等毎月払い。5年~20年。対象工事、担保の有無により異なる。

対 市内の住宅 ②は昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造住宅に対象工事を行う市民で、次のすべてに該当する方。A 55歳以上 ②は年齢制限なし)か身体障